

練馬区教育委員会児童・生徒表彰実施要綱

平成元年 1 月 23 日

練教庶発第 729 号

(目的)

第 1 条 練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）は、練馬区における学校教育の一層の充実に資するため、児童・生徒を表彰し、広くこれを顕彰する。

(表彰の対象)

第 2 条 表彰は、委員会の所管に属する学校に在学する児童・生徒（在学時に次条各号のいずれかの活動等を行った、卒業等により現に在学していない者を含む。）に対して行うものとする。

(表彰の基準)

第 3 条 教育長は児童・生徒がつぎの各号のいずれかに該当し、他の模範とすることができると認められるときは、これを表彰する。

- (1) 善行ならびに人命救助やこれに類する行為を行ったとき。
- (2) 福祉活動、環境美化活動または地域活動を長期にわたり継続的に実践したとき。
- (3) クラブ活動・部活動等の対外活動・コンクール等において著しい成果をあげたとき。
- (4) その他表彰に値する行為を行ったとき。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、原則として表彰状または感謝状を授与してこれを行う。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰は原則として、毎年 1 回行う。

(表彰候補者等の推薦)

第 6 条 学校長が児童・生徒を推薦しようとするときは、別紙様式による児童・生徒表彰候補者推薦書により教育長に表彰候補者または表彰候補団体（以下「表彰候補者」という。）を推薦する。

(被表彰者等の決定)

第 7 条 教育長は、推薦された表彰候補者の中から、児童・生徒表彰審査会（以下「審査会」という。）の議を経て被表彰者または被表彰団体（以下「被表彰者」という。）を決定する。

(審査会の組織および所掌事項)

第 8 条 表彰の適正を期するため、審査会を設置し、会長および委員をもってこれを組織する。

- 2 審査会は、表彰候補者について、被表彰者として適当であるか否かを審査する。

(審査会の構成)

第 9 条 会長は、教育委員会事務局教育振興部長をもって充てる。

- 2 委員は、教育総務課長、教育指導課長、指導主事、小学校長会会長および中学校長会

会長をもって充てる。

(審査会の会務)

第10条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第11条 表彰の事務は、教育総務課庶務係が所管する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、教育総務課長が定める。

付 則

この要綱は、平成元年2月1日から適用する。

付 則 (平成24年9月26日24練教教教第1800号)

この要綱は、平成24年9月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則 (平成27年9月16日27練教教教第1457号)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月4日30練教教教第1970号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年8月19日6練教教教第897号)

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。